

## 令和 4 年 第 10 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 4 年 10 月 5 日（水） 午前 8 時 57 分～ 10 時 08 分
  2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室
  3. 出席委員（36 人）

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員
19 番 森 邦之 委員	20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員
22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員
25 番 岩石 学 委員	26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員
  4. 欠席委員（1 人）  
28 番 片渕秋正 委員
  5. 議事日程
    - 第 1 議事録署名委員の指名
    - 第 2
      - 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
      - 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
      - 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について
      - 4 令和 4 年白石町農用地利用集積計画（10 号）の承認決定について
      - 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
      - 6 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について
- 報告事項
- 1 合意解約の報告
  - 2 あっせん申し出の取下げについて
- 業務連絡事項
- 1 第 11 回農業委員会総会の日時及び場所  
日時・場所…令和 4 年 11 月 7 日（月）9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
  - 2 その他
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 久原正好

課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	川崎正己
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員  
なし

## 8. 会議の概要

事務局長 おはようございます。時間、若干早いのですが、皆様方お揃いでございますので、ただいまより、令和4年10月第10回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、28番 片渕秋正委員から欠席の届けがっております。  
ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。  
それではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、17番 土井哲夫委員、18番 津田保委員を指名いたします。  
これより議事に入ります。

---

### ＝議案番号第194号＝

議長 初めに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第194号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第194号。権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望で、総額〇〇円、10a当たりの対価は〇〇円です。

議案の位置図は、1ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として9月30日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は現在、米・大豆・ブロッコリーを中心に約3.7haの規模で営農されています。

譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番、〇〇です。これは、あっせんではできなかったのですか。価格は、反当、だいたい〇〇万くらいだったので。  
税金がかかる話なので、あっせんでしたほうが、得策ではなかったのかと思ったので。

事務局 こちら、〇〇さんと〇〇さんとの3条での申請なのですが、先月、あっせんでの申出をされておりましたが、双方の希望により、今回、3条での申請ということになりました。

○番 内容は、本人さんたちに説明はされましたか。

事務局 本人さんたちに、確認をいたしまして、双方の確認が取れました。

議長 ほかに何かないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第194号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第194号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

**= 議案番号第195号 =**

議長 議案番号第195号を事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第195号。権利の種類は、賃借権設定です。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請事由は、貸付人、借受人の要望です。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。

195 番に対して、賃貸借権設定としてありますが、この場合は、10a 当たりの対価とかは、別に出す必要はないのでしょうか。もし、いくらか金額が設定されているなら、教えていただきたいと思います。

事務局 対価ということで、申請書のほうでは、10a 当たりではなく、総額〇〇円の賃借料ということで、申請をされております。以上です。

議長 ほかにないですか。

○番 ○番の〇〇です。

借受人の〇〇さんですけれども、社会福祉法人で、今回も福富の土地をなぜ、どういった形で利用されているか、わかりますか。

事務局 なぜ、福富の農地をというのは、わからないですけれども、白石町内のあちこちで、作業所の訓練の農業実習をされているということです。

○番 申請の中身で、そこまで、出てこなかったかもわかりませんが、〇〇さんが、従前から、太良地区とか、有機栽培であるとか、山地を開拓して区画の整理とか、塩水みかんとか、4年5年くらい前からですか、玉葱に海水して、塩玉葱が好評とかで、そこら辺の栽培をされるのかなど、施設の入所者の職業訓練と併せてされているので、有意義であるかと思ったので。ありがとうございました。

もし、わかれば後で報告をしてください。

局長 はい、わかりました。

議長 ほかに、何かないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 195 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 195 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 196 号 =

議長 続きますして、議案番号第 196 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 196 号。権利の種類は、使用貸借権設定です。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の設定です。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 196 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 196 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

= 議案番号第 197 号 =

議長 続きますして、議案番号第 197 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 197 号。権利の種類は、使用貸借権設定です。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者の妻に対し使用貸借権の設定です。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 197 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 197 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

＝議案番号第 198 号＝

議長 続きますして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 198 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 198 号。議案書 2 ページ。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、②番大字福富字東新地方〇〇番及び⑥番字東新地方〇〇番について、農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

次に、③番字東新地方〇〇番、④番字東新地方〇〇番及び⑤番字東新地方〇〇番については、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、③番と④番については、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

また、⑤番については、既存の施設の拡張でございます。

次に、①番〇〇番及び⑦番〇〇番については、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

いずれも、土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、以前から農業用機械倉庫、農業用機械置場、農業用資材置場、宅

地進入路として使用していた農地の整備及び新たに農業用機械倉庫の設置を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。  
位置図の〇〇番のところですね。2 ページの〇〇番があって、田になっていますよね。3 ページのところは、田の表示はないですよ。施設は、入っているみたいですが、この辺のところは、どうなっていますか。

局長 ○〇番ですね。

○番 そうです。

局長 図面の3 ページのところに、(トレーラー1 台) その他。

○番 上のところが、田になっているのは、どういうことかなと。

事務局 ご指摘ありがとうございます。〇〇番につきましては、平成10年に、農地法第4条の届出で、きちっと処理をしていただいています。地目上は現在、田になっておりますけれども、本来、ここは、雑種地・宅地にすべきところで、していらっしゃらなかったのが、今回、改めて許可申請には入れずに、そこは、当時の許可申請に基づき、きちんと地目変更をしていただくご案内もしておりますので、ここは、今回の農地転用の申請から除かせていただいて、そこも併せて、今回計画となっています。

○番 そうであれば、説明するときに、ひと言加えて下さい。そしたら、私も質問しなくていいので。

局長 はい、わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 198 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 198 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 199 号 =

議長 続きまして、議案番号第 199 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 199 号。議案書 3 ページ。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

9 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農家住宅、庭、宅地進入路の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 199 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 199 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 200 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 200 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 200 号。権利の種類は使用貸借権設定です。  
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。  
農地区分は、第 1 種農地。  
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。  
許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。  
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。  
地元農業委員として 9 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の申請は、駐車場の整備を目的とするものであります。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。  
なお、一部既に無断転用されていることについては十分指導しております。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 200 号に賛成の方の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 200 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 201 号＝

議長 議案番号第 201 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 201 号。議案書 4 ページです。権利の種類は、使用貸借権設定です。申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①番大字大渡字岡崎〇〇番、②番字岡崎〇〇番及び③番字岡崎〇〇番については、農業用倉庫の部分と宅地進入路の部分の二種類の許可基準の該当事項がありまして、まず、農業用倉庫部分の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

そして、宅地進入路の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

また、④番字岡崎〇〇番については、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、既存の農業用倉庫が老朽化したことから、新たに農業用倉庫を建設したいと、また、宅地進入路が非常に狭いので進入路の整備をするものです。

隣接地は貸付人の所有する宅地及び農地で、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては、始末書を添付され、また、今後、無断転用等されないよう十分指導しております。

参考ですが、貸付人と借受人は、親子関係で、ここは、母の実家でございます。それで、息子さんがここに住んで、農業をされているという状況でございます。以上、説明を終わります。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 201 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 201 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 202 号＝

議長 続きまして、議案番号第 202 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 202 号。議案番号第 201 号の関連でございます。権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

先に説明をいたしました。9月29日に事務局と現地確認を行いました。

202号につきましても、先ほどご審議をいただいた201号議案の農業用倉庫の建

設に伴いまして、進入路の狭小で車等が入って来られないとのことから、一時的に仮設道路を設置されることに伴う申請です。

区長、生産組合長、隣接農地の耕作者からも同意を得られており、工事完了後は農地に復元する確約書を提出されていることから転用はやむを得ないと判断いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 202 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 202 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 203 号＝

議長 続きまして、議案番号第 203 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 203 号。議案書 5 ページでございます。権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、②番大字福富二本柳〇〇番、③番字二本柳〇〇番、④字二本柳〇〇番及び⑤番二本柳〇〇番について農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

次に、①番二本柳〇〇番について、農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

いずれも。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として9月29日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は、申請地並びに隣接する宅地、住宅及び譲渡人の亡き父が以前から庭、家庭菜園、宅地進入路として利用していた部分を含めて買い受け、物置やトレーニングルームとして利用するコンテナハウスの設置を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第203号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第203号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

#### **= 議案番号第204号 =**

議長 続きまして、4. 議案番号第204号「令和4年白石町農用地利用集積計画(10号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第204号の「農用地利用集積計画(10号)の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は7件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。2ページから3ページの相対での設定が19件、4ページから6ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が27件、合わせて46件の計画が提出されており、賃借権設定が40件、使用賃借権設定が6件となっております。

区分の内訳として新規が32件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが9件ありました。再設定は14件でした。

今回の利用権の総面積は225,619㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人によるもので、農地中間管理機構によるものが、27件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、53件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これについては議事参与の制限がございます。○番、○○委員については、退室をお願いします。

質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 204 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 204 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

○番、○○委員の入室を認めます。

議長 続いて、利用権設定について審議します。

これについても議事参与の制限がございます。

○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。

質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 204 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 204 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 205 号 ～ 議案番号第 211 号＝

議長 続きますして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 205 号から議案番号第 211 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。議案書 6 ページ。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 205 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、大戸中の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 206 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、高町の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 207 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、西分二号の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 208 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、今泉東の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 209 号。議案書 7 ページ。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、多久市の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、19 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 210 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、六府方区の〇〇氏です。  
申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、20 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 211 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、原田の〇〇氏です。  
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、21 ページをご覧ください。

以上、議案第 205 号から議案第 211 号です。  
白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 205 号から議案第 211 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく願います。

議長 議案番号第 205 号から議案番号第 211 号まで、事務局の説明が終わりました。  
あっせん委員 2 名の選任についてよろしく願います。

議長 議案番号第 205 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員で願います。

議長 議案番号第 206 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員で願います。

議長 議案番号第 207 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員で願います。

委員 〇番、〇〇です。ちょっと質問していいですか。  
私、有明干拓の新拓の者なので、本来ならば、もっと近くの人がするのが、本当なのでしょうけれど、以前のあっせん会を〇〇さんと担当しておりましたので、私にという話なのですが、それでいいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案番号第 208 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 209 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 210 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 211 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 205 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 206 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 207 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 208 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 209 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 210 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 211 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でよろしくお願ひします。  
事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いてありますが、まず、議案番号第 205 号は、○○、議案番号第 206 号は、○○、議案番号第 207 号は、○○、議案番号第 208 号は、○○、議案番号第 209 号は、○○、議案番号第 210 号は、○○、議案番号第 211 号は、○○。  
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

＝議案番号第 212 号＝

議長 続きまして、6. 議案番号第 212 号「空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 212 号。議案書 8 ページです。  
申出農地は、議案書のとおりです。

申出者は、武雄市の〇〇氏です。

令和3年5月17日付けで白石町空き家・空き地バンク登録申請は受理されておりますが、当該農地の大字湯崎字小島〇〇番地、畑38㎡については、申請当時、根抵当権設定がなされていたため留保とし、その後、令和4年9月15日に根抵当権抹消完了の連絡があり、確認し、今回上程するものです。

担当農業委員との現地確認を経て、白石町特例農地指定申出制度実施要領第3条の特例農地の指定基準を満たすものと考えられます。

議案の位置図は、22ページから23ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。  
地元農業委員として9月27日に〇番の〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。

申出地は、申出者が所有する空き家・空き地バンクに登録されている住宅の西側に隣接している農地で、圃場整備により換地がなされていますが、狭小な畑であり、将来、管理されなくなる可能性があるような農地であると思われます。

このようなことから、特例農地の指定については、適当であるものと判断いたします。

ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

委員 〇番の〇〇です。  
売買する時、根抵当権がついていた場合、それを、事務局に、あっせんに出された時、抵当権の抹消はしてあるか、ないかは事務局で調べるのですか。

事務局 あっせんの場合の抵当権の取り扱いということで、あっせんの申出があった場合に、事務局の方で、法務局に登記簿を取りに行つて、そこで、抵当権のあり、なしを確認いたしております。抵当権等が入っていた場合は、まず、抵当権を取ってくださいと、外してくださいと、それから、あっせんの申出を受け付ますと対応しております。

委員 そこまでしてあるわけですね。わかりました。

議長 ほかに、何かないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 212 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 212 号は白石町特例農地の指定基準を満たすものとして当委員会で承認することに決定いたします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 あっせん申し出の取下げについて

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(第 11 回農業委員会総会の日時及び場所)

- 1 日時・場所 …令和 4 年 11 月 7 日 (月) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 08 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員